

平成 21 年 3 月 10 日 (火)

星 陵 会 館

<古庄 幸一>

「海上自衛隊はソマリア沖で何ができるのか」

(JINF 月例研究会)

《概 要》

1. ソマリア及びソマリア沖の情勢

- ・ソマリアは 1991 年以降無政府状態 (暫定政府)
- ・ソマリア沖 日本から約 6500NM
年間約 2 万隻の商船 (日本関連貨物は 4 割強)
2007 年頃から海賊・武装強盗乗っ取り 身代金

2. 国際社会の対応・日本の対応

(1) 国際社会

- ・人道的支援
- ・商用海路の安全確保



国際海事機関 (IMO)

国連海洋法条約

国連憲章 第 7 章

国連安保理決議第 1816 号 第 1838 号

第 1851 号 第 1863 号

海軍艦艇・軍用機により海賊行為・武装強盗阻止活動

EU (NATO 加盟国) ・ 米国中心 CTF151 ・ 個別活動国

(2) 日本

- ・ 2008 年 10 月検討開始 (商船会の気持と法治国家)
- ・ 2009 年 1 月 ~ 海上警備行動発令して派遣の方針を固める
準備開始・現地調査・事前訓練

3. 海上自衛隊は何ができるのか (日本の国内法適用)

(1) 艦艇・航空機の派遣

- ・ 艦艇 : 護衛・哨戒
- ・ 航空機 : 広域哨戒・情報収集・提供

(2) 海上警備行動 「日本船籍船」

「日本企業の運航する外国船」

「日本人乗船の船」

(3) 新法による行動

4. もし私が指揮官なら

- ・海軍艦艇長としての責任と権限を明確にして現場が迷わない作戦を（マスコミの注目は）
- ・法治国家として海軍艦艇・航空機のあり方
- ・他国艦艇等との情報の共有
- ・共同訓練・基本的 ROE の整備等
- ・政権交代して帰国せよと言われたら・・・

5. その他

- ・本来任務（特別措置法ではない）と隊員の士気 ・H3 年 掃海部隊のペルシャ湾派遣
- ・60 年間の兵力整備と 3 正面对応能力 ・艦艇の準備状況
- ・海保と海自の協同訓練
- ・商船隊との情報交換等

（メモ）

